（注意）

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

（略）

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

□建築物全体

□複合建築物の非住宅部分

□複合建築物の住宅部分

（略）

（注意）

１．この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「基準省令」という。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。

２．この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

①一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

②（略）

③非住宅建築物　基準省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物

④複合建築物　基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物

⑤施行日以後認定申請建築物　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「令和４年改正基準省令」という。）附則第２項に規定する施行日以後認定申請建築物

３．（略）

４．【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

（注意）

１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２．特定建築物の住戸の部分について申請を行った場合には、３欄は、認定に係る住戸の番号を併せて記載してください。

３．４欄で「特定建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合であって複数の住戸に係る申請を行う場合には、５欄は、申請に係る特定建築物全体及び住戸の部分ごとの変更の概要を記載してください。

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

（略）

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

□建築物全体

□住戸の部分のみ

□建築物全体及び住戸の部分

（略）

（注意）

（新設）

１．この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

①一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの

②（略）

③非住宅建築物　住宅以外の用途のみに供する建築物

④複合建築物　住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物

（新設）

２．（略）

３．【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。